

令和2年第4回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和2年5月26日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年5月26日(火) 午前 9時40分
- ◎ 閉会日時 令和2年5月26日(火) 午前11時28分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	松井盛泰
2番	山田顕人	7番	笠松悦子
3番	網野真	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 7番 笠松悦子 8番 木村一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	(鳴海英人)
地域包括支援センター長	(鳴海英人)
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
スポーツセンター長	(松本泰行)
知内高等学校事務長	南和敏
学校給食センター長	(帰山亮一)
代表監査委員	西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永茂
議事係長	東出朋也

令和2年第4回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和2年5月26日(火) 午前9時40分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 7番、笠松悦子君、8番、木村 一君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第 2号	知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の制定について
第 6	議案第 3号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)について
第 7	議案第 4号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第 8	議案第 5号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 6号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第4回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和2年第4回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、笠松悦子君及び8番、木村一君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第3回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長(伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長(西山和夫)

議員の皆様には、令和2年知内町第4回臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいております案件は、6件であります。

まず、議案第1号、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例については、今回上程させていただきました理由について、説明をさせていただきます。附則第4項で令和2年6月に支給する町長、副町長及び教育長に関する期末手当の額を、20%減額する期末手当の特例措置を定めるための条例の一部を改正するものがありますが、新型コロナウイルス感染症対策については、2月22日の町内高齢男性の陽性後に町の対策本部を設置し、予防対策や事業者支援対策に取り組んで参りました。2月27日には北海道緊急事態宣言、そして国の緊急事態宣言により町内飲食店をはじめ幅広い業種において、営業自粛や町内の外出自粛などが求められた大変深刻な影響が出ております。町と致しましても、国からの地方創生臨時交付金5,646万6千円を活用した各種の事業実施により、町民生活支援や事業者支援を実施しますが、この危機を町民と共に乗り切るための特別職の6月支給の期末手当を減額し、コロナ対策事業費の財源を確保するため、条例の一部改正するものでありますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号の知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保護者の収入減少や学生のアルバイト収入減少等の経済的な理由で修学が困難となった場合、令和2年度に限り貸付限度額を増額して貸付を行うものであります。

議案第3号の令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出それぞれ

れ6, 879万8千円を追加し、総額を45億2,926万6千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、しりうち地域応援券配布による消費拡大及び町民生活支援事業等の補正予算の追加であります。

議案第4号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税法上の特例措置に伴う地方税法等の改正により条例等の一部を改正するものであります。

議案第5号の知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減収された被保険者等に対し、保険料の時限的な特例として減免を行うことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減収された被保険者等に対し、保険料の時限的な特例として減免を行うことから、条例の一部を改正するものであります。

議案の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

● 議案第1号 町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第4、議案第1号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

議案第1号、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをご覧ください。町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。4項として、期末手当に関する特例措置として、令和2年6月に支給する町長、副町長及び教育長に関する期末手当の額は、第2条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

上程の理由につきまして、説明をさせていただきます。

先ほど町長から詳しく説明がありましたけれども、附則の第4項で令和2年6月に支給する三役、特別職に関する期末手当の額を20%減額する期末手当の特例措置を定めるための条例の一部改正であります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2月22日の町内高齢男性の陽性後に町の対策本部を設置し、予防対策や事業者支援対策に取り組んで参りました。2月27日には北海道緊急事態宣言、そして国の緊急事態宣言により町の飲食店をはじめ幅広い業種において、営業自粛や町民の外出自粛などが求められ、深刻な影響が出ております。町と致しましても、各種の事業実施により町民生活支援や事業者支援を実施致しますが、この危機を町民と共に乗り切るため、特別職の6月手当の期末手当を減額し、コロナ対策事業費の財源の確保をしたいということで、条例の一部を改正するものであります。是非、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを致します。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今回の我々商工業者も大変厳しいのは十分わかっていただけて、本当に有り難いと思うんですけども、ただ、今回、町長、3人の方々で95万円ぐらいですか、これを減額しなくても私はそんなに、説明資料見ますと、6,975万円という部分になって、それ全体の金額から見ると、そんな大きな金額ではないんですけども、ただ、やはりですね、こういうふうなことをやりますとですね、やっぱり全体的なものを考えますとですね、私は逆に減額しなくて、逆に私はそういう町長、教育長まで3人の方々になりますけども、そういうことよりも町の活性化のためにですね、大いに町内でやっぱり消費してもらいたい。もらった方が私は逆に全体のために良いんじゃないかなと思うんで、その辺の考え方は出来なかったのかな。どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

2月22日に町内で初めて感染者が出ました。その後、27日に残念ながらお亡くなりになるということで大変心の痛い結果になってしまいましたけれども、その後、対策本部等いろいろな国の支援、5,600万等を活用しながら今までそれぞれ経過の支援をしてきたところ。そして今日、第2期として皆さんにまたいろんな提案をすることになる訳でありますけれども、ただ、町の支援というのはどっかに限りがあるんだろうと思っています。今まで、例えば前回やらせていただいた飲食店の支援についても、30%のそれぞれの収入の減額等いろいろな対策を講じた訳でありますけども、ただ、それに至らなかった人もやはり同じ痛みを被っているという現状があります。それで全国的に大きな話題になったのが、当初30万という世帯に減額した、収入の減額した世帯に30万の給付を行うという、それが一転して一律10万という、国民全員に一人10万の支援をするという体制に変わりました。その思いを組んだ時、やはり何のための一律10万なのか。これは今、見えない感染症に対抗するために国民が一つになるという、そういう思いの発信だったと私は思っています。そういう意味で、町内事業者にもいろいろそういう制約を付けながら支援してきたところであ

りますけれども、残念ながら皆さんにはそういう痛みを感じている全員にはなかなか手当出来ないという、それを今、我々が町民と心をつなぐという、絆を深めるという、そして同じ思いでこの感染症を乗り越えるという、そういう姿勢が大事だろうという、そういう思いでお二人には大変話しづらかったんですけども、結果的には同意をいただいて、今回、3人それぞれ減額するという事で町民と一体となって、また長期化するであろうコロナ対策にこれからも真摯に努力して参りたいと、そういう思いで今回提案させていただきました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

7番、笠松君。

◎ 7 番 (笠松悦子)

凄いいこれは決断というか、それは素晴らしいと思います。でも、このコロナ騒動、これは今年、今で終わるものでないと思います。まして今は商業関係の方、沢山影響を受けました。でも、予測されるのは来年度も私たちも農業者ですけれども、農業者にも影響がもう広がってくるということは目に見えています。例えば肥料、畑にまく肥料一つにしても、今年の方はもう去年までに確保されて製造されていますけれども、来年度、今年輸入が大変厳しい状況にあるそうです。そうすると、まだまだこれからね、どのような方向に影響がくるか見えていません。そういうことで今の早急にね、こういう決断をしていただいたっていうのは、先ほど谷口議員さんもおっしゃったように、素晴らしい決断だと思いますけれども、もし今ね、町の方で何とかもっていけるのであれば、もっともっとこれからのいろんなことが起きてきた時に、そういうご英断をしていただいた方が価値があるんじゃないかなって私は思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

大変有り難いお言葉であります。ただ、自分はじめ3名の方は多分決断が固いと思っております。そういう意味では、是非議決をしていただきたいところであります。今、これから提案するお腹に命を宿した方、これは4月27日に戸籍に載っている方ということで、これから生まれる出産される方は残念ながらその命は対象になっておりません。ただ、今、この厳しい感染症対策ということで、それぞれ皆さん同じ思いで、それぞれ立ち向かっている状況にあります。そういう妊婦さんもお腹の子どもに感染しないようにという最善の注意を図りながら今、活動している出産に備えているんだろうと思います。そういう痛みもありますし、本当に我々のまだまだ見えないところにもそうした痛みが多分眠っているんだと思います。まして今、7番議員が言われるように、一次産業もこれからまだまだ多大な被害を想定しなければならないだろうと思いますし、業界、木工関係も今、休業を含めていろいろ様々な検討をしている段階にありますし、そういう今、これからそういう影響が拡大するというのはもう目に見えているだろうと思います。そういう意味では今、緊急事態宣言、国の宣言が昨日で外れて、北海道はまだ休業要請等をしている段階にありますけれども、6月以降、何とかそれらを回復するように我々も気持ちを一つにして、やはり立ち向かっていく。そして今、専門家の予測であれば秋頃にまた第二波、北海道においては第三波が来るであろう。また油断をすれば、気持ちに緩みが出れば、また近々出る可能性もあるという大変厳しい状

況は変わらないだろうし、今後ワクチンの開発が進むにつれて、いずれインフルのような対応になってくれるまで、やはり我々は気の緩みをしては駄目なんだなという思いで今、立ち向かうという、その気概を一つにするという意味で我々も町民と一緒にこの難題を乗り越えていきたいという強い意志がありますので、是非、その辺の理解をしていただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

議案第2号、知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の制定について。

知内町奨学資金貸付の特例に関する条例を次のように制定する。

次のページをお開きください。知内町奨学資金貸付の特例に関する条例であります。

第1条、趣旨であります。この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的理由により就学が困難となった学生・生徒に対して、知内町奨学資金の貸付限度額の特例に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条、貸付金額です。令和2年度における知内町奨学資金の貸付金額は、知内町奨学資金貸付条例第3条の規定にかかわらず、同条例第3条各号に定める金額に30,000円を加えた額とするものであります。

具体的には、説明資料の方でさせていただきたいと思います。

説明資料の見出しナンバー5、教育委員会資料、知内町奨学資金貸付の特例に関する条例の概要をご覧いただきたいと思います。貸付金額は、条例で定める校種ごとの限度額に、30,000円を加算した額の範囲内とし、既に今年度の貸付を受けている場合については、改正後の限度額の範囲内とするものであります。下の方の表につきましては、貸付限度額を

比較したもので、奨学資金貸付条例による貸付金額の現行と改正後の比較を校種ごとに表しております。高等学校の自宅通学であれば、現行20,000円以内を50,000円以内とするものであります。予算額につきましては、最高額30,000円で12カ月分、10万円を見込まして360万円としております。

議案の方に戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。よろしく審議をお願い致します。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

今、議案第2号の関係ですけれども、本年4月時点での奨学資金を貸付受けている方のちょっと人数をお知らせいただけませんかでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

4月時点で継続で給付を受けている方は、現在4名になっております。また、今年度の新規の貸付ということで4件、合わせまして現在8名の方に貸付を行っております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

奨学資金の貸付の目的、条例をちょっと見させていただいたら、条例の第1条にその向学心とその能力があるにも関わらず、経済的な理由で修学困難なものに学資金を貸付けるというふうになっています。今、学校教育課長の説明でありましたとおり20,000円、あるいは25,000円、あるいは30,000円、それに対して30,000円を上乗せして1年間貸付が出来るという規定になっていますけれども。今の人数をお聞きして、従来からの継続の方4名、そして新規が4名ということで8名の方が今、奨学資金を受けられている。奨学資金というのは、あくまでも向学心旺盛であっても、尚且つ、経済的な事由により云々ということでございますから、そういうことからすると正しく今、このコロナ感染症の関係で親御さんが相当経済的な影響を受けられているというふうなことを考えた場合に、そして学生自身もなかなかアルバイトもままならないということで、この後の議案4号の方で、実は修学金の関係の議案、修学支援金ですか。というものは出されておりますけれども、それはそれとして奨学資金を貸付型の増額ではなくて、今、一時それを給付型というお考えはなかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

現行の制度の中で不足する資金につきましては、貸付限度額の増額と、それから修学資金の給付ということの2口を持ってですね、対応するというところで検討させていただきました。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

同じことを何度もお聞きする訳にはいかないので、今、学校教育課長の説明でこの後の議案3号で修学支援金の部分もあるので、これは貸付型の増額というお話でございました。ただ、修学金というのは今、国の方でも10万、あるいは20万ということで、それをやっておりますけども、町として1年間1回限りの50,000円ということ。この後の条例で出て来ますけども、補正予算で出て来ますけども、そういうお考えです。それからいくと、学生・生徒については月々費用が掛かるということからした場合に、それで果たして十分なのだろうか。こういう状況の中で。現実的に学生の場合には、ほとんどアルバイトで足りない部分、親の仕送りから足りない部分をそれで賄うという状況になってございますので。そういうことから考えると貸付は、あくまでも将来的に償還が伴うものでございますから、それをこのような形だけで果たして十分なのかということ。もう少しお考えいただければなというふうに思います。それと、今回の貸付金の奨学資金の貸付の条例の一部改正でございすけども、これでいくと貸付金を増やすということだけの条例であります。実は、奨学資金は1年間据え置いて5年ないし10年の間で償還するという。私もちょっと計算してみましたら、高校・大学ということで7年間継続して借りますと将来的な償還額というのは、今時点で216万になる訳です。216万を10年間で返す。1年間に21万6千円。それを年2回償還ですから、10万何某返す。それに今、30,000円の部分、上乗せしてもし借りた場合に、償還期間を10年のままでやった場合に、単純に1回の償還で18,000円増えるということになります。6カ月分ですね。18,000円増える。22歳で大学おりて、1年間据え置いて23歳から33歳まで償還となると、その間にその学生さんは多分就職して結婚して子どもが出来て、そういうことからいくと償還期間を延ばすことが果たしていいのかどうかってことはありますけども、仮に貸付のままでやるとしても、例えば償還猶予といかないまでも償還期間をご自身が選択出来るように、多少の幅を持たすというようなことを本則が無理でも、附則で出来るのかなというふうに思うので、その辺のお考え、あるいはご検討までなされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

奨学資金の貸付条例につきましては、償還については学校卒業後1年の据え置き期間を置いて、10年間で償還というふうになっております。只今ご指摘のとおり、今回の貸付額を増額した場合にですね、1カ月当たりになると3,000円。年間で36,000円の償還額が増加する訳なんですけれども、これは全体の中の10年の中でですね、基本的には償還期限を延ばさない中で償還をというふうに考えております。途中で償還額、経済的な負担等もありながら難しいということであれば今も行っておりますが、随時、納付相談等を受けながらですね、負担能力に応じた形で、それなりに償還期限の延長だとかいうような形で対応させていただきたいなというふうに考えているところです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第3号、『令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

議案第3号、令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)について。

令和2年度知内町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,879万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,926万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明致します。

5ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、16目新型コロナウイルス感染症対策費に6,615万円を追加し、5億703万5千円とするものであります。これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の当町分が割り当てられたことから、各種支援事業を補正するもので、10節需用費から12節委託料は、しりうち地域応援券、いわゆる地域商品券の発行に係る事務費として、18節負担金補助及び交付金は、各種支援事業の支援金や負担金として補正するものであります。事業の詳細につきましては、この後、担当の課長からご説明を申し上げます。

続いて、6ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に360万円を追加し、4,404万3千円とするものであります。これは20節貸付金で、奨学資金貸付金の貸付限度額を増額して貸付けるために追加するものであります。

続いて、7ページです。13款1項1目職員等給与費から95万2千円を減額し、7億3,287万4千円とするものであります。これは議案第1号で可決されました町長等に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例により、町長等三役の期末手当を減額するものであります。

続きまして、歳入であります。

3ページをお願い致します。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金に5,646万6千円を追加し、6,777万2千円とするものであります。これは1節総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金が割り当てられたことから追加するものであります。

続いて、4ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1,233万2千円を追加し、2億1,491万7千円とするものであります。これは1節教育振興基金繰入金に歳出で説明しました奨学資金貸付金相当額を追加、2節ふるさと創生事業基金繰入金に新型コロナウイルス感染症対応の各種支援事業費から国の臨時交付金を差引いた相当額を追加するものであります。説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (長谷川将之)

新型コロナウイルス感染症対策費の説明について、ご説明します。

説明資料の見出しナンバー4、政策調整課資料の1ページをご覧ください。

知内町新型コロナウイルス感染症対策支援事業(第2期)分でございます。

最初に1番、事業持続化支援金ですが、これについては宿泊業・小売・サービス業等への支援でございます。対象者としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年の2月から5月のいずれか1月の事業収入が前年同月と比べ3割以上減少した町内の事業者でございます。ただし、宿泊事業者については宴会部門における収入でございます。支援金額については、下記の収入区分表によりまして1事業者当たり10万円から30万円の支援金となっております。2番、事業費については1事業者当たり最大30万円の対象件数20件、予算額600万円としております。

2番、同じく事業持続化支援金の製造業等でございます。対象者については、1番の事業と同じく3割以上減少した町内の製造業者でございます。更に2番ですが、更に今年2月から12月の間の休業により、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対して、事業者負担分の2分の1相当を上乗せして支給します。支援金額については、1事業者当たり同じく収入区分表により10万円から30万円。②としまして、休業手当に係る事業者負担分の2分の1相当額を支援致します。ただし、①と②合計額の上限額を200万円以内と致します。

次、2ページです。(2)事業費としまして、1番は30万の6件で予算額180万円。②は雇用調整助成金の支給対象者を5社と見込みまして、その2分の1相当額の支援ということで900万円となっております。

3番、「しりうち地域応援券」による消費拡大及び町民生活支援事業です。この目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から一早く立ち直って、地域経済を活性化するために、配布型の商品券を配布しまして、事業者の経営回復、町民の生活支援を図るものです。内訳は飲食店が3,000円分、全店共通が7,000円分です。対象者は基準日に住民登録のある町民です。利用期間については、今年の6月10日から9月30日までと致します。(2)事業費については、商品券が10,000円分の町民4,220人。事務費として制作費、郵便代、委託料ということで合計4,420万円の予算です。

次に3ページですけれども、4番、修学支援金給付事業、目的は学生のアルバイト収入減少や学費を負担している保護者への家計支援として給付金を支給します。対象者ですけれども、学生（専門学校・短大・大学等に在学中の方）を扶養している町内に住民票のある保護者の方へ学生1人につき5万円を給付致します。2番、事業費ですけれども、アルバイト収入の平均が月3万円程度と言われております。それに対して緊急事態宣言期間の3カ月、その半分を町が助成しますので5万円。町内保護者の特定扶養者人数としましては、現在63名の方がいらっしゃいますので、予算額が全部で315万円となっております。

次に5番目、臨時特別出産祝金給付事業ですが、目的としましては国の特別定額給付金の基準日（4月27日）以降に生まれた新生児についても、町が給付金を支給しまして子育て支援を図るものです。対象者ですけれども、基準日に町に住民票のある母親が令和3年3月31日までに新生児を産んだ方へ新生児1人につき10万円を給付致します。（2）事業費ですけれども、10万円かける年間出生予定数の20名で200万円と予算額となっております。

6、全事業に係る財源内訳ですが、事業費合計で6,615万円、その内国費が地方創生臨時交付金として5,646万6千円、その他はふるさと創生基金873万2千円、残りが一般財源95万2千円ということになっております。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

説明資料の2ページのしりうち地域応援券ということで、このことでちょっとお聞きしたいんですけども、これ、配布するのはいいんですけども、やはり高齢者の方の1人の方とかにそういうものをやっても理解出来るのかなという心配なんですけど、その辺について対象者のそういう高齢者の方、独居老人の対象者の方などにどのような説明をして理解をしてもらって使っていただけるのかなと思うんですけども、その辺について何か協議したことはあったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。この商品券につきましては各地域ごとにですね、取りに来ていただいて、例えば地域会館などで配布会のような形をとって、そこでお渡しするという形で考えております。その際にですね、今回の飲食店の枠ですとか、期間ですとか、そういった説明も添えてお渡ししたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そういう部分では、ただ、そういう部分でもですね、やはり高齢者の方に対するそういうお知らせですね。そういうのをきちっとやってもらって、町内会に来てもらって、私ちょっとそういう点が、もし自分で歩行困難な方も居るんだろうと思うんですけども、その辺につ

いての町も手厚いような形できちっと全町民に行き渡るような形で持ってってもらいたいと思うんですけども、その辺のことを協議したことはあったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。おっしゃるとおりですね、様々な手段を使ってですね、出来るだけ理解を促進出来るような形で検討していきたいというふうに思っていますし、9番議員おっしゃる、例えば施設に入っている方などもいらっしゃいますので、あとは外国人の技能実習生の方などもいらっしゃいますので、そういった方々には、じゃあ、こういうふうに、例えば事業者の方にもお話するだとか、施設の管理者の方にもお話するだとか、様々な方法が必要だということで内部的には議論をして参りましたので、出来るだけ丁寧な説明をしながら配布していきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

1番、成澤君。

◎ 1番（成澤五郎）

この事業については賛成申し上げます。中身についても既に昨日の25日に、この前一番最初に行われた国からの10万円の支給。これも振込が既に開始されておまして、その町の迅速な対応に感謝したいと思います。その中で、実は各町内会館、そういう場所で個別の地域ごとの説明ということもございました。そのように案内はしっかりとされていたと思われるんですけども、実はまだ、私、毎日通学路の見守りの土壌に、ある目の不自由な方がですね、私、昨日振込されたということも自分自身確認しましたので、ちょっと気になって尋ねてみました。そしたら、目の不自由な方ですが、まだ見ていないんですね。テーブルに置いたまま内容がわかっていなくて、そういった方が居りますので、これはやはりケアにあたっている方とか、あるいは民生委員とか、そういった方々に特別な事情がある方へのフォローですね、していただきたいな。このように感じております。私も目が見えないので内容がわからない。返事出していない。こういうことですので。まだ受付はされているというふうに聞いておりますので、安心しておりますけども。そういった方が居るということを一つ念頭においていただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。特別給付金につきましては、昨日現在で95.5%の方が申請に参られておまして、第1回目の振込でおおよそ1,800件の家庭の方に振込は済んでおります。それで今、まだ未申請リストというのをですね、昨日、うちの課の方で作成致しまして、個別にどういった方が申請に来ていないかっていうのを今、調べているところです。それで、まず防災無線による周知を今週末、それと来週周知致します。それと、例えばそういった身体が不自由な方だとか、自ら申請出来ないような方が、もし、いらっしゃいましたら、地域の民生委員さんの方にですね、ちょっと訪問して声掛けをしていただくというような方法を今、考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

まず、ちょっとお尋ねしますが、先ほど全員協議会で説明した財源の内訳と、今の資料の内訳ちょっと対比をしながら見ているんですが、まず、修学資金315万円、これらについては財源はどこから出てくるのかなど。それから更にもう一つ、教育振興基金の方から奨学資金の援助で360万円出ているんですが、この315万円というのはどの財源から出てくるのかと。まず、それ一点お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。この事業の4番、修学支援金給付事業、これの予算額315万円。これについては国費の臨時交付金、この中に含まれております。先ほど言った奨学資金の貸付の財源については、この町の教育振興基金の360万円、これを充てているところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

今回、第2弾としてこういうふうに出てきて、国の方の交付金等も利用しながら、更に町独自でやっている制度もある。これから、まだ第3弾の可能性も当然出てくるんだろうと思うけども、ただ、今、見えていない。例えば農業者、漁業者、林業者、これはほとんど見えてきていないんですね。ただ、農業者でも漁業者でもそうなんだけども、組合で組織で掴めていない部分というのは相当あると思うんですよ。例えば農業者見ても農協を通さないでアウトサイダーで直接売っている部分だとか。これらの把握というのは、どこで掴むのかなという、これらに対する対応をどうしていくのか。その考えあったらお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。農業者、漁業者について、JFだったり、JAだったりということ協議をしてですね、対前年で現状の所得がどうなっているだとかってというのは、ある程度掴みつつはあるんですけども、ただ、その傾向というのは今の時点であって、先ほど7番議員さんもおっしゃられたように、やっぱりこれから大きくなっていく可能性もありますので、そういった状況を掴むという作業は引き続きやっつけていかなければならないと、まず思っています。それから、そういった団体に必ずしも全てが所属されている訳でない方もいらっしゃるし、そうでない収入をお持ちの方もいらっしゃる。そういった方に関しては、例えば商工会の会員の方でしたら、そういった情報提供の方法もございますけども、その会員でない方も様々ないらっしゃるの、今回の町の6月の広報においても国の制度も含めて町民の皆様にも再度お知らせしたいと思っておりますし、町の制度につきましてはチラシを作るなどして情報の周知というのを図って参りたいと思っております。そういった方に関しては、例えばJF、JAが相談窓口になってもよろしいでしょうし、知内商工会であったり、役場にご相

談いただいてもよろしいかというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

3回目ですから、これで止めますから。たまたまこの間、JAの人とその辺の話ちょっとしたんですよね。けども、農協通して取引している部分についてはすぐわかるんですよ。けども、通さない人というのは相当居る訳ですよ。これはJAばかりでなくて、漁組も同じ。これをどういうふうに掴むかということ。結構大きいんですよね。JAそのものよりも、漁組の関係が相当大きい数字が出てくるんだろと思うんですよ。この辺もですね、町の方からいろいろ手を差し伸べながら指導をしていただきたいと。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

説明致します。農業であっても漁業であってもですね、国の方のですね、持続化の給付対象になってきている訳ですね。ですから、50%以上減少している部分については個人ですと100万、事業所等法人ですと200万ということの対象になる訳ですから、ここにまず国の方に申請をしていただくということをJAなりJFの方に言ってありますので、ですから、町の方でもまた広報等で周知しますけれども、積極的に国の方にまず届出をしていただくということが必要でないかなと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

何点かお伺いしたいことがあるんですけども、今、たまたま6番さんがお聞きした関係と関連してそちらの方を先にちょっとお尋ねしたいと思います。今、副町長の方から国の持続化給付金の話が出ました。それで持続化給付金は法人であれば200万、個人事業者で100万、これは農業者でも漁業者でも対象になる。これについては来年の1月までの申請かなというふうに記憶していますけども、やっぱり私も懸念するのはJAなりJFなりが主体的に組合員に対して働きかける。これは当然のことかなというふうに思うんですけども、それとは別に、例えば商工会であっても会員外の部分が結構あつたりします。これについては、やはり漏れなく50%以上減という要件がありますけども、漏れなくインターネットでも簡単に今、シミュレーションも出来ますし、手続も出来る訳ですけども、もう既にこの給付金も1次のは給付決定になっている状況でありますので、漏れなく確実にやれるような仕組みを町も含めて団体、ですから、団体と言うと団体員だけですから、それ以外のものも漏れなくやり切れるような体制を早急に作って、まだ半年強ある訳ですから、これをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。それとたまたま今、漁業者の部分、特にさつき7番議員さんが農業者も肥料等の関係で来年の分の調達がなかなかという話ありましたが、実は今日の新聞に、ひやま漁協の話が出ていました。ひやま漁協、桧山5町と八雲町の部分で組合費の半額助成というような話も出ていました。ただ、これは基本的に系統組織として組合員を助けていくということ。そういうものが自治体が支援していくというのも一

つの考え方。ですから、さっき6番議員さんがアウトサイダーの話も出ていましたけども、そうではなくて組合の組織化の部分も含めて、そういうような支援の仕方も一方ではあるのかなという気はしています。ですから、そういうことを含めて総体的な議論を早急にしていただければというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

1点目の持続化の関係ですけれども、今の国の方の申請の関係でいきますと、インターネット申請ということで非常にハードルが高いということで、高齢者等については申請出来ないということが新聞等で報道されております。従いまして、町の方に相談していただければ町の方としても協力体制を整えておりますので、商工会、それから町の方の窓口として対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

漁業者の組合支援というか、今回、組合組織の中で全体の経営に関わる補填ということで、組合員に確か13万ということで、それぞれ負担をかけると。その負担分の半額6万5千円を町で支援しましょうという全体組織を見た中での支援ということで、そういう在り方もあるんだろうなということで、ちょっと新聞記事見させていただきました。今、上磯郡漁協で、じゃあどうなっているのかという状況ありますけれども、もしそういう場面がくれば当然町でいろいろそういう方向も含めて対策を講じる必要があるだろうなと思っていますけれども、まだそういった組合組織全体の関わりというのはまだ掴まえておりませんし、先ほど6番議員からありましたけれども、今、漁業者でも50%収入の減になった方も24名程出ている。まして、30%減額でもそれプラスアルファということで10名弱居るということも情報として入っています。今、第2期はこれで今、皆さんに提案していただいている支援で、今、提案している現状の状況の支援をさせていただいております。これからというのは、また今のよういろいろな課題も出てくるだろうと思いますので、その時は国のまた臨時のですね、地方創生資金も活用しながら、もし出ればその中でいろんなまた議員さんの皆さんから出た意見も参考にしながら、手当を対策を講じて参りたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

今回の事業の関係で直接的な事業の関係で、ちょっと二、三お聞きしたいと思います。まず地域応援券の関係でございますけども、これは町内事業者の経営支援、あるいは町民の生活支援という意味合いがあるのかなというふうに考えております。消費行動の活性化で一定程度の経済効果が期待出来るという意味では、有効な手段かなというふうに考えています。ただ、実はこのコロナの地域産業支援ということの中で、第一弾が飲食業の部分やりました。確かに私も最初の時お話ししましたが、飲食事業者の部分については直接的な影響が非常に大きいということは重々承知しておりますけども、一方ではたまたま今、発電所の定期点

検の関係で宿泊業の方々が、今一時、息は付けていますけども、これも観光関連の停滞の中でこれから先、相当厳しい。特に、先ほども全員協議会の中で説明ありましたが、宴会部分がほぼほぼゼロに近い状態。ですから、そういう部分でも非常に影響が大きいのではないのかなというふうに思っています。たまたま先ほど9番さんが、高齢者の対応の部分で話していましたが、今回の地域応援券で実はこの考え方が7,000円分が全店共通、そして3,000円部分が飲食店専用と。ですから、飲食店の直接的な影響の大きさを考えた場合に、こういう考え方も一方ではあるのかなと思いつつも、こういう形でやっちゃった時に、例えば高齢者の人達が現実使い勝手が果たしてどうなのか。むしろ10,000円全てを全店共通にして、むしろ飲食事業者の人達がプレミアム付けないまでも、今日の新聞にこれも森町の件が出ていましたけども、それぞれ工夫しながらそれらの商品券を積極的に飲食事業者で使っていただくという方法。プレミアムあるなしにかかわらず。そんなようなことが町の方から商工会なりに働きかけをしてやっていくという。町民皆さんが、おしなべて皆さん方が使い勝手の良さを考えた場合に、むしろ全店共通分にするべきではないかと考えますが、如何でしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明します。3番議員おっしゃるとおりですね、使い勝手については随分と議論してですね、今回3,000円と7,000円という枠を設定させていただきました。まず、その枠の理由の一つとしてはですね、昨年度、消費増税に伴ってプレミアム商品券の事業を行った訳ですけども、非常に使い道として偏りが非常に大きかった。それが悪いということではないんですけども、ただ、今回の目的としては、やっぱり地域全体に非常に大きな影響出ている中で全体に行き届くようなですね、支援の方法として商品券10,000円という形をとりましたんで、そういったニュアンスからですね、飲食店3,000円という枠を設定させていただきました。その使い勝手の部分ではおっしゃるとおり、なかなか店に行って消費する、飲食店に行って消費するというのが難しい方もいらっしゃると思いますので、今、町と商工会とですね、例えばテイクアウトであったりだとか、というのを複数の事業者で、そういうものを作り出して町民にPRしていくとかという作業を正にちょっと真っ最中で今、やっているところでして、早ければ近々広報等ですね、そういった形も町民にお知らせ出来るのかなというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他にありませんか。

3番、続けて。

◎ 3番（網野 眞）

今の関連してもう少しだけ。実は隣町で、確か私の記憶ではエール商品券って言うのかな。隣町の飲食店が、なかなか飲食店の中で食事をとっていただくというのが難しいということでテイクアウトなり、あるいは配達なりを町内10何事業者が全て協調してそれらを始めています。今、たまたま産業振興課長からそういうお話があったんで、高齢者の人達がこの3,000円の飲食店専用の商品券も本当に使い勝手のいいような形にするとした場合に、少なくとも町内事業者が単にテイクアウトというのは、そこに取りに行かなきゃない訳。そうで

なくて、隣町でやっているような配達サービスも含めて、そういう対応を積極的にやっていただくという前提があれば、そこは一つ良いのかなとは思いますが、その辺の部分をしっかり議論した上で、この対応をお考えいただければというふうに思っております。議長、それで他の件もちょっと良いでしょうか。それと次、特別出産祝金の関係ちょっとお聞きしたいと思います。先ほど町長の方から、7番議員さんの関係でちょっともう既に国の定額給付金が4月27日が基準日ということがあったんで、それ以降に出生する子ども達にも同額をというお考えの中でこういう事業をやりたいというお話でありましたけども、一方では、町の方で子育て支援交付金というのが、1回5万円というようなのがある訳ですね。これは、私は確かに4月27日の基準日を境にして云々というのは、それ以降、例えば生まれる子どもだとかは確かに不公平感はない訳じゃないのかもしれない。ただ、それを来年、年度末まで、今年、年度末まで、それらを救うべくこの同じ国の定額給付金と同額を町がこういう形でやるというのは、むしろコロナの関係というよりも子育て支援というふうなことを考えた場合に、今後来年以降、先ほど言いました子育て支援交付金、これらの同額という議論になってこないのかな。ですから、今これをやるっていう、コロナの関係でやるっていう、私は理由が今一つちょっと理解出来ないんで、その辺ご説明いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

5月の8日に臨時会がありました。その前の日だったと思いますけども、5月7日に岡山県の浅口市がこの制度を開始するという報道記事がありました。その他に愛媛の大府市、記憶が間違いでなければ大府市だったと思いますけども、それに追随するという記事もその後、出て参りました。一つの考え方として、先ほど7番議員さんの時にも言わせていただきましたけども、今、お腹に命を宿している。今、これを非常に長期化するであろうという前提の中で、やはり子どもを守る。そのお腹の中の命に感染が染らないようにするというのは、母親として大変気苦労も多いだろうと思いますし、また妊婦さんとはいえ、いろんな家事等もありますので、そういう意味では非常に負担が掛かるのかなという思いしています。それで内部的に副町長先頭にいろいろ議論していただいて、最終的にこういう方向で皆さんに提案するという経過になりましたけれども、まず、この長期化するコロナの中で、やはり同じお腹に居るとはいえ、やはり同じ命を宿している訳ですから、4月27日に限らず今、共にお腹の中に居る命も一緒に見えない感染症に立ち向かうという意味では、一心同体に闘っている状態なんだろうと思いますので、その辺を組んでいただければ大変ありがたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

今、町長が説明あったように、4月27日時点で既にお母さんのお腹の中に子どもが云々ということであれば、私はここに書いてあるように3月31日までの新生児出生ということではなくて4月27日時点で、例えば妊娠が明らかになって母子手帳を取得しているだとかっていう要件になるべきものではないのかなというふうに思いますが、如何でしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

あくまでも4月27日以降に宿した命でありますので、産まれればそれはそれで対象にならない。28日に出産しても対象にならない訳ですから。それ以降の出産された方の対象ということで考えておりますので。ただ、それが3月31日がいいのか。じゃあ、4月の次の令和3年の4月26日まで見るべきだという考えもありますけれども、ただ、年度で考えた時には3月31日が妥当なのかなということで、それ以後4月27日に戸籍に記録された方々を対象にしたいという思いでやっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

お願いと要望と確認でよろしいでしょうか。一つ確認させていただきたいんですけれども、4番の修学支援金のことですけれども、ここに人数が載っておりますけれども、これはあくまでも知内町に住民票のある学生さん。保護者。保護者の方。じゃあ、住民票は子どもさんが持って行ってもいいってことですね。わかりました。それとお願いと要望なんですけれども、先ほどからの議論の中で、お腹に子どもを宿しているお母さんの心配、それもありますけれども、ちょっと皆さん、どこか頭の中に隅みでもいいですから入れておいていただきたいのは、このコロナ騒動の中で小さい子どもを育てている家庭にもどこかからもらってきたら大変だっていう、その重圧の中で耐えてきたことでもどこか今後の子育て支援でもなんでもいいですから入れておいて、いろんな対応に今後もやっていただければなと思います。それともう一つお願い、いいでしょうか。先ほどから私も口出してしまったんですけれども、農協以外、漁協以外の生産者の方に対しての周知徹底。国からのいろんな制度とかありますけれども、組合員さんは農協から本当にやっていただけます。組合員さん以外、員外の生産者は農協、漁協からはいただけません。いただけるのは、やっぱり頼りになるのは役場だと思います。そここのところをきちんと踏まえて手厚く周知徹底して、本当に意思疎通の出来る役場であっていただきたいなど。住民サービスも、もうちょっとしていただければなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

私の方から子育ての件でお答えをさせていただいていきます。確かに言葉には出しませんでしたけれども、今、それぞれ子育ての中でいろんな不安、恐怖というのは両親に限らず保護者の皆さんというのはそれぞれ対応に苦労しているところだと思います。まして、共稼ぎで子育てしている方もおります。今月かな、連休前だったと思いますけれども、この連休に入るのに、自分が女性の方ですけども、コンビニ等で働いている。その連休中に来る恐怖というか、やっぱり県外、札幌だとか、いろんなナンバーの方が知内町内を往来した。今思えば往来したっていうのは多々あったんですけども、それが要するに市中感染という状況で、いつ自分達もそうした状況に置かれるかという不安でいっぱいだということで、店側はそれぞれ店長はじめいろんな方々がコロナ対策としてバリケードをしてみたり、消毒をしてみた

り、いろいろ対応しておりますけれども、やはりそういう不安というのは、なかなか払拭出来ない。医療関係は当然でありますけれども、そういう方々に今、国も医療関係の支援が始まりますけれども、そうした危険手当みたいなこともあってもいいのかなという自分なりの思いはしています。というのは、やはり我々は食事をしなければなりませんので、それを担うという意味では休業要請もかかりませんでしたし、そういう不安の中で稼がざるを得ない環境はあったらと思うています。そういう意味では本当に今、子育て中の方々も含めて、本当にそういう保護者の方々というのは苦労というのは重々わかりますし、そういう意味も込めて、今回商品券の1万円ということもあります。いろんな意味で本当に町民全体が、本当に的確に困ったところに支援出来るような体制をそれぞれ感じとっていただけて、そういう思いがありますので、これからもその辺は先ほど9番議員からもありましたけれども、高齢者の皆様も家庭でどうのこうのではなくて、今、お盆に帰って来る家族もあるだろうし、今、緊急事態措置が外ればですね、お盆に帰省する方もおられるだろうし、またいろんな触れ合いが無かった訳ですから、そういう意味では高齢者の集いも小規模ながら集まって、その時に1,000円の飲食券を使いながらテイクアウトをしていただくだとか、いろんな活用の方法というのは見えてくるだろうと思いますので、そういう面も重々知らしめながら、これからまた新たな対策に頑張っていきたいなと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番の修学支援の住所要件について、確認のために答弁してください。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。先ほどの住所要件についてですけれども、学生さんについては町内に住民票があるなしは関係ございませんで、その扶養している保護者の方が住民票を町に置いていることが条件になります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

調べるの大変だったんじゃないんですか。調べ方は。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。この事業費の想定で載せております63人という数字については、この町内の保護者の方の特定扶養の人数となっております。これについては、町の税務課の方から確定申告の資料等を提供していただきまして、数字を弾いております。以上で終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

修学支援金の関係でご質問致します。目的としてはですね、アルバイト収入の減少ということも書いてありますけれども、学費を負担している保護者の家計を支援するということろがありまして、これ、下宿代だとか家賃代だとかもひっくるめての話なんじゃないかな。そ

の辺をちょっとお聞きしたいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

ご説明させていただきます。学生本人につきましてはアルバイト収入、アルバイトしている方が仕事先が休みになって収入が途絶えるという部分もありますけれども、その他に保護者としても家計の収入が、仕事の関係で収入が減っている、あるいは今言っていますように、学費、あるいは下宿だとか、いろんな形で保護者負担が大きくなっている中で、その家庭として収入が減ることによって家計負担が支援を必要としているものを対象にということで考えているということで、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

学生ということで専門学校・短大・大学在学中の方のみになっているんですけども、知内の町内から、やはり函館市内とかに高校で下宿しに行っていたり、部屋を借りてそこで生活している方もいます。それで高校生の方は対象にならなかったんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

対象者の考え方なんですけれども、高校生を除く学生ということで対象者を考えております。この部分につきましては、主に学費の負担がどのくらいあるかということで検討させていただいた訳なんですけど、高校生の場合は、実質的に授業料は無償化ということで所得のある世帯であっても、月額1万円程度の負担で収まっている状況にあります。ただし、専門学校・大学等につきましては、年間大体100万円程度の学費等の負担が生じているということをもちまして、下宿代だとか、部屋代だとかを除いた学費の方での経済的負担がどちらが大きいかということで比較、そして対象者を検討させていただいたところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

これだけ最後にしたいと思うんですが、ちょっと新型コロナウイルスの感染の関係、この対策についてですね、実は3月の末から北海道電力点検始まりましてですね、非常に今、感染心配したのは知内町だけでなく、隣町も相当神経尖らせていた訳ですね。特に技術者の方々、知内なり木古内に泊っている方々、毎週札幌・室蘭・苫小牧って帰るんですよ。それで帰って来て、ちょうど札幌が最中、感染者が相当出ている時に果たして木古内、知内で感染するんじゃないかと相当な懸念もされました。そこでですね、いろいろ会社の従業員の方々に話を聞いてみれば、朝、入講する時に検温する。更に昼にまた検温するという。こういうことの対策というのは、会社の方から町の方に何か相談があったかどうか。この辺ちょっとお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

発電所の方からですね、幹部の方が見えましてですね、情報の共有はしております。それで5月の連休中につきましても東京の周辺の首都圏から来ている作業員については、帰宅は駄目ですというようなことで指示しましたという連絡もいただいております。それから札幌圏についてもですね、十分配慮した中で対応するというので発電所の幹部とは連絡調整をしております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、松井君。

◎ 6 番 (松井盛泰)

7月まで点検の期間あったんですが、早めて5月いっぱい切り上げるということで会社の方も相当な気を遣っている部分があると思う。これからもちょっとした気の緩みでですね、今、知内でたった一人しか出ていない。たった一人と言えはちょっと語弊あるけども、これ以上増やさないようにとにかく目を光らせてですね、常に会社と連絡取り合いながらこの対策だけは怠らないように一つお願いを致します。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

私もこの関係これで最後にしたいと思っておりますけども、直接的に予算の中身とは関係ないんですけども、学校の関係でちょっと教育長にお尋ねをしたいと思っております。前回もちょっとお伺いしたんですけども、昨日で1都3県、首都圏と北海道が緊急事態宣言解除になりましたけども、長いこと、長いところだと、ほぼ3カ月学校が休業。知内もその少し前から分散登校始まったということでお伺いしておりますけども、やはりこれだけ長期にわたると子ども達の精神的なもの、そして学力面、これが大きな懸念として、勿論、教育長はじめ学校の先生達も同じかなという、初めてのことでありますから、戸惑いもあってこれからどうしようかという部分もあると思うんですけども、まず今後の学力面の対応、その前に緊急事態宣言解除になりましたけども、現時点で学校が平常の姿に戻る見通しがどうなのかという、いつぐらいにどうなのかという辺り。それから学力面での今後の遅れた部分の対応をどのようにしていくのか。更には、あと2カ月弱で通常であれば夏休みに入るんですけども、冬になると秋になると、またコロナの第二波ということも言われていますけども、長期休業の取扱い、これらをどのように考えているのか。更に一週間程前に岐阜県の県立高校でオンライン授業を始めた。双方向で始めたということ。そして、これにはそれぞれの各ご家庭の環境が、インターネット環境整っているか、あるいはパソコンがあるのかとか、そういうようなことはあるんですけども、コロナがこの時期に直ちに収束ということでなくて、これから長い戦いということを考えて場合に、多分子どもに対する学びの保障ということを考えて場合にオンラインの取り組みは、やっぱり早々に進めていかなければならないんだろうというふうに思っております。それらの今後の見通し。更に特に中学校は中体連、高校は高体連・高文連、それらのものが甲子園も中止になって子ども達がこの3年間かけてやってきたものが、

全て自分達が、それらをパフォーマンス見せる場がなくなってしまったという、その心の痛みは非常に大きいものがあるかと思えますけども、それらを我が町として、あるいは地域としてどのようにケアしていくのかという辺りも含めて、少し多岐にわたりますけども、お考えをお聞かせいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。振り返りますと2月の末からですね、2月末の3連休明けの火曜日に幼稚園から町立高校まで、それぞれの所属長が園児・児童・生徒に感染症について、また偏見やいじめが良くないことであるということを一統して指導してから今日に至っております。さて、お答えが多岐にわたりますが今の考えを申し上げます。4月、5月で授業が出来なかった日が26日間ございます。いよいよ今週をもって分散登校も終了する見込みでございますので、6月1日からは本格的な学校再開を予定してございます。この間、5月8日金曜日に全校一斉に分散登校を一度実施し、ゴールデンウィーク明けの5月第2週につきましては、北海道は15日まで休業要請をしている関係上、児童・生徒を登校させないようにという道の要請を受けまして、この週は実施を致しませんでした。ですが、本町におきましてはこの1週間は児童・生徒の観察、生徒指導強調週間ということで、電話・家庭訪問等により個別の対応を致しました。この1週間の間に希望してですね、学校に出て来て教育相談を受けたり、あるいは学習支援を受けたお子さんが全部で62名ございます。第3週、先週でございますけれども、小・中は週3回から4回の登校日を設定致しました。教科の学習、運動、一部学校行事に充てております。また、学校生活のリズムを整える期間と位置付けて取り組んで参りました。今週は第4週でございます、小・中に高が加わりまして週3回から4回の登校日を設定してございます。明日からは給食を実施して5時間授業を行います。それを経て、6月1日からのフルスペックでの学校生活に向けて準備の期間としているところでございます。さて、学校と私どもはこの間、週毎に1週間の分散登校はどうであったかということを経験交換をして、評価をして次の週に臨んでございます。あくまでも感染予防を第一に、また段階的に本格的な学校再開に向けてということで取り組んで参りました。この間、私どもが大切にしてきたことは感染予防を含めた子ども達の健康。2つ目に、どんな形であれ与えられた今の環境の中で学びを止めないこと。3点目は、学校・先生と子ども達が繋がること。そのようなことを大切に参りました。各学校では様々な取り組みがなれておきまして、例えば自宅にいる児童・生徒が時間のロスなく、効率よく意欲をもって家庭学習に臨めるように時間割を作って送ったり、あるいは家庭でこなした課題をお母さんが夕方の買い物時に学校の下駄箱に届け、そこから新しい課題を持ち帰るなど、様々な取り組みが行われてございます。議員ご指摘のオンライン関係につきましても、高等学校では担任の先生と自宅に居る高校生がスマートフォンでオンラインのやり取りをして、朝のホームルームを行った事例も生まれました。また先日、湯ノ里小学校では教室にいる担任の先生と自宅に持ち帰ったタブレットを使った児童達がオンラインでやり取りを行いました。徐々にではありますけれども、そうした試みも始まっているところであります。続きまして、授業時数のその失われた部分の確保について申し上げます。当初より5月31日まで休校要請が来ておりましたので6月1日から学校再開という見通しの下、その後、通常の授業が年度

未まで続くということを前提に、この後どのようにして対応していくかということについては学校と協議を今、進めているところであります。当初の予定では今月中に目処を立てようということやっております。なお、失われた授業時数もそうではありますが、学校行事が中止になったり延期になったりしております。今、9月いっぱい大きな学校行事をしないで差し止めの状態になっております。中止になった学校行事の部分を授業に組み替えるなどの作業もこれから必要となって参ります。そうしたことを踏まえまして、ご指摘の例えば長期休業中に授業日を設定するというのも有力な選択肢の一つであるというふうを考えております。3点目の学力の保障につきまして申し上げます。ご存じのとおり、学力は1つは知識・技術、2つ目に思考・判断・表現力、そして3つ目に学ぶ意欲・人間性と位置付けられております。これらはコロナに関わらず取り組まなければならないことと考えております。今年度は新学習指導要領実施の1年目にあたります。まだ、あまり授業が出来ておりませんが、その趣旨に則ってこれから教育課程を運営して参りたいというふうを考えております。また、このお話にございましたけれども、子ども達がこの後、学校生活に復帰した際に保健管理、あるいは生徒指導上の対応が大変重要になってくるというふうを考えております。感染予防を第一に新しい生活様式を如何に学校生活の中に定着をさせるか、あるいは様々な学校行事、あるいは部活動の大会、コンクールが軒並み中止の中で子ども達にどうやって前に向く力を養っていくか、生徒指導の対応が求められているところであります。今後もですね、各学校と私どもが緊密に連携を図りながら子ども達が前に向く力が出てくるように努力をして参りたいというふうに思っております。オンラインの今後の整備事業につきましては、学校教育課長より補足を致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

説明させていただきます。オンライン授業関係なんですけれども、文部科学省の方では今年度GIGAスクール構想という全体の授業の中でですね、各学校におきまして高速大容量での通信環境を各学校に整備するということが事業のメニューに入っております。それにつきましては、6月の議会で提案をさせていただくために今、準備をさせていただいているところなんですけど、それに含めまして令和2年度の今回のコロナ関係の補正予算の中で国の方では1人1台の端末を各児童・生徒に用意する。あるいは家庭でも繋がる通信環境を整備するということをもちまして、遠隔学習機能を充実させるということで今、メニューが示されておまして1人1台の端末整備、あるいは学校ネットワーク環境の整備、先ほど申し上げましたが、その他にWi-Fi環境がない世帯に対する対応、それから遠隔授業を行うための学校側が準備しなければならないカメラだとか、マイクだとか、そういうもののメニュー関係も今、ちょうど国の事業申請の精査している段階でございまして、この辺につきましては遠隔授業等が出来るように現在準備しているということでご理解いただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

修学支援事業の件なんですけども、学生のアルバイト収入が減少したということでありま

すけども、これはこれに該当しないで一律63名に支給するという考え方でいいんですもんね。ただ、学生のアルバイト収入が減少したという、その判断はどうしてやるのかなっていうのが、その辺がちょっと気になったものですから。それであればいいです。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。一応、収入の減少等についてはその辺は加味しないですね、申請に基づきまして一律学生1人につき5万円の給付ということで事業をやっていく予定でございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ちょっと補足させてください。国の学生給付金につきましてはですね、生活困窮ということで20万円。それから、それ以外の方については10万円ということなんですけども、非常にハードルが高くてですね、新聞等にも出ていますけども、6要件ということで6つの要件があります。それから20万円の世帯については、住民税の非課税世帯ということになります。したがって、20万、10万の世帯についてはですね、対象者については学生の1割にも満たないだろうというような話も出ていますので、町としてはそれら国の支援を待っていないで支給をしたいということで整理しております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

再開11時15分です。

（ 休憩 午前11時12分 ）

（ 再開 午前11時15分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第4号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第4号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

議案第4号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。

説明につきましては税務会計課説明資料で行いますので、見出しナンバー2の1ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行規則の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）の施行に伴う改正となります。

改正内容につきましては、住民税関係においては3点の改正となります。

1点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について条例に委任している事項の細目を定めるものであります。施行期日は、公布の日になります。徴収猶予については、新型コロナウイルスの感染症の影響により、前年同期比で任意の1カ月以上の期間において概ね20%以上の減収により納付納入が困難とみなされる場合に適用し、担保かつ延滞金なしで一年間徴収猶予を適用出来る特例となります。徴収猶予につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する全ての町税について適用します。

2点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例について法律改正に合わせた改正となります。施行期日は、令和3年1月1日になります。寄付金税額控除につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、寄付金控除の適用を対象とするものです。

3点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例になります。これについては法律の改正に合わせた改正となります。施行期日は、令和3年1月1日となります。住宅借入金等特別控除の改正については、消費税の増税に伴い令和2年12月末までの入居分については通常10年間のところを13年間とする特例が適用されているところではありますが、その特例の適用期限を1年間延長し、令和3年12月末までの入居分を適用とするものであります。

続きまして、固定資産税関係におきましては2点の改正となります。

1点目と2点目については、生産性革命の現実に向けた特例措置の拡充と延長に係るもので、読替規定及び法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、法律改正に合わせた改正となります。こちらについては、中小企業等を支援する観点から生産革命集中期間として、平成30年度から令和2年度を限定として、新たな最先端設備等の導入に係る償却資産について3年間ゼロ減免としているところではありますが、適用期限を2年間延長して令和4年度までの取得分とすると共に、対象となる資産についても事業用家屋と構築物を

拡充対象にするものであります。施行期日は、第1条による改正については、公布の日とし、第2条による改正については、令和3年1月1日となります。

続きまして、軽自動車税関係におきましては1点の改正となります。

軽自動車税の環境性能割の非課税について法律の改正に合わせた改正であります。消費増税に伴い令和2年9月30日までの非課税措置及びパーセントを軽減する臨時的軽減の適用期間を6ヶ月間延長して、令和3年3月31日までとするものです。施行期日は、公布の日です。

また、説明資料の3ページから6ページまで新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なおですね、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において地方税法上の措置としまして、今回、町条例等の改正は伴っておりませんが、地方税法の改正により中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税について、新型コロナウイルスの影響により、30%から50%未満の減少している場合については税額の2分の1、50%以上減少している場合には全額減免するという改正がされております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

1点だけお尋ねします。今、税務会計課長の方から説明ありましたが、税条例の改正、これは地方税法なり、あるいは政令、省令の改正に伴ってのものということで、私も手元にコロナウイルス関連の税制改正の資料ちょっと持ち合わせているんですけども、今回大きなものは納税猶予ということで今、説明あって、後段の方の部分で、今回のコロナウイルス感染症の税制上の措置の中で中小事業者の特に償却資産の部分での固定資産の減免だとか、そういうような話もありましたけども、町の税条例の51条、あるいは57条に民税、そして固定の減免の規定がございます。この要件には直ちに合致しない。特に町の税条例とは言っても地方税法に準拠してのものになってくるといことは重々承知なんですけども、先ほど来、話出ていますように、特に中小事業者だけでなくて個人事業者含めて、特に売上が大幅減少になったり、そういう事業者にとっては特に固定資産税の部分、売上減少ですから当然民税にも関わってくるんですけども、大きなものとしては償却資産に係る固定資産が大きいだろうというふうに思いますけども、これから国の税制改正の部分にも関係してくるかと思うんですけども、町として今回の納税の猶予だけでなくて税の減免そのものの措置について、どのようなお考えを持っているかお聞きしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

ご説明申し上げます。令和2年度の課税分につきましては、徴収猶予という形で先ほども説明致しましたが、固定資産税の減免について令和3年度から事業用の償却資産及びそれに係る家屋等について減免措置を講ずるということで、あと徴収猶予等で以後引き続いて生活

困窮に陥る状況が引き続きの状況であれば、既存の減免条例でなく、徴収停止という形で取扱いを考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第5号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第5号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出し番号3、生活福祉課1ページをお願いします。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策として「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことから、保険税の減免の取り扱いについて時限的な特例として定める必要があることから、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病に関する減免としては、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯が対象となります。減免額は保険税の全額となります。減免対象の保険税は平成31年度及び令和2年度の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限があるものとなります。

2点目として、感染症の影響により収入が減少した場合ですが、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる以下のアからウまでの全てに該当する世帯が対象となります。減免額は保険税の全額から10分の2までの5段階となります。減免対象の保険税は上記1と

同様です。

次のページです。減免を行った場合は、その全額が財政支援される予定です。

以下、次のページからは新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、2ページ、附則です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は、令和2年2月1日から適用する。以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第6号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第6号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。

知内町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出し番号3、生活福祉課5ページをお願いします。

改正の根拠ですが、議案第5号の国民健康保険条例の改正と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

改正の内容ですが、1の新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病に関する減免としては、対象者、減免額、減免の対象となる保険料まで議案第5号の国民健康保険条例の改正と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

2点目として、感染症の影響により収入が減少した場合ですが、主たる生計維持者の事業

収入等の減少が見込まれる次の①及び②に該当する世帯が対象となります。減免額は保険料の全額又は10分の8、減免対象の保険料は上記1と同様です。また、国民健康保険と同様に減免を行った場合は、その全額が財政支援される予定です。

次のページには新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条の規定は、令和2年2月1日から適用する。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて、会議を閉じます。令和2年第4回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午前11時28分 ）